

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、鳥取県及び岡山県（以下「両県」という。）が共同で設置する以下のアンテナショップ内に開設する飲食店舗の運営に係る業務（以下「委託業務」という。）を委託するに当たり、その受託者が実施すべき内容を定めるものである。

[アンテナショップの概要]

(1) 設置目的

- ・首都圏の消費者に、山陰と山陽の異なる気候風土や歴史文化に培われた両県産の特色ある食材・食品その他の特産品を一堂に展示・紹介することにより、相乗的に顧客満足度の向上と産地側のアピール力向上を図る。
- ・アンテナショップを首都圏における両県産品や観光、移住等に関する総合的な情報発信の拠点として、観光客入込数の増加や県産品の販路拡大、I J Uターンの促進等に資する。

(2) 設置場所（別添「フロアガイド」を参照すること。）

東京都港区新橋 1-11-7 新橋センタープレイスビル 1・2階
（市街化区域・商業地域・駐車場整備地区・防火地域）
面積 941.35 m²（1階 354.01 m²、2階 587.34 m²）

(3) 設置する機能（別添「平面図」を参照すること。）

① 物販店舗（1階）

両県の優れた食材・食品その他の特産品の個性・魅力を展示・紹介・販売する。

② 飲食店舗（2階）（以下「委託店舗」という。）

両県の県産食材・食品で作った飲食物や地酒等を提供する。

③ 催事スペース（2階）

両県の市町村や事業者、関係団体等が、それぞれの物産の製作実演や試食販売、独自の文化・芸能の公演、観光や移住に関するイベント等を開催する。

④ 情報コーナー（2階）

両県の観光等に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行う。

⑤ 移住・しごと相談コーナー（2階）

両県への移住・就職に関する説明・案内や情報提供、相談対応等を行う。

⑥ オンライン対応多目的スペース（2階）

移住・しごとの相談に加え、県内事業者と首都圏バイヤーとの商談、県内事業者の営業拠点等として活用する。

⑦ その他：事務室、バックヤード等

※ 令和6年度以降の運営に向けて、現在検討している機能充実の内容は以下のとおりである。

- ・物販店舗のアピール力強化（売場面積の拡充、路面陳列スペースのPR強化等）
- ・飲食店舗の魅力向上（店内装飾の工夫等）
- ・オンライン対応多目的スペースの新設（移住・しごと相談、商談等で活用）

※ また、現店舗は、設備・備品の老朽化等に伴う工事を令和6年4月から行い、同年4月下旬にリニューアルオープンする予定である。

なお、リニューアルに際しては現施設の雰囲気維持の方針である。

2 委託業務の基本事項

- (1) 大きなガラス面と高い天井による開放的なスペースを生かし、多くのお客様が気軽に立ち寄れる居心地よい環境づくりと雰囲気づくりに努めるとともに、両県の食材の特徴を生かしたアピール力の高いメニューを提供すること
- (2) 調理設備の活用のほか、柔軟な発想と方法により、多彩なメニューを提供すること
- (3) 1階物販店舗との連携を図りながら、首都圏の消費者や飲食業者等が鳥取・岡山両県の食材や調理法についての関心を高めるとともに、販路の開拓や拡大にもつながるようなメニュー開発、イベント、企画等を実施すること
- (4) SNSの活用等、誘客効果のある情報発信に努めること

3 委託業務の内容

(1) 飲食提供業務

- ① 委託店舗において、原則として12月31日から1月3日まで以外の毎日の11時から21時までの間（※1）、両県産の食料・食品（両県産の原材料を加工して両県以外で製造された物を含み、両県が別に定める基準に基づいて承認した物に限る。以下「両県産品」という。）を中心に使用した飲食物や両県の地酒などを提供し、来店者に紹介・説明するとともに、テイクアウトメニューの提供も行うこと。また、消費者の反応や様々な意見、顧客から収集した販売データを分析した結果等を分かりやすい形式で両県の事業者へフィードバックすること。

※1 両県と協議して当該4日間以外の日に休業し、又は当該時間帯の前後に運営時間を延長し若しくは短縮することができる。

※2 両県産品を使用した飲食物や両県の地酒が、各県概ね同数程度となるようにすること。

- ② 委託店舗で提供するメニューの企画に当たっては、両県食材のコラボや食べ比べ、郷土色豊かな料理など、メディアに取り上げられやすい話題性のあるものとなるように努めるとともに、両県の生産者や製造者と直接協議することなどにより、新たな食材等の発掘に努め、積極的に提案すること。また、両県産の旬の食材や新規食材を使用したメニュー開発を行うとともに、新たなメニューの入れ替えを定期的に行うこと。
- ③ 委託店舗の集客・売上増に直結し得る宣伝・営業活動(店舗告知や提供飲食物のPR、店舗内イベント、店舗外販売など)を、主体的に実施すること。
- ④ 両県で運営するアンテナショップ全体のホームページ等情報発信に関し、委託業務に係る部分については、受託者が作成・更新すること。

(2) 関連業務

- ① 両県が必要とする情報の受発信に効果的と思われる活動（両県の県産食材・食品全般のPRなど）を、委託店舗の集客・売上増の直結に関わらず、毎年度両県と協議して実施すること。
- ② 催事スペースに係る効果的な利用方法の提案のほか、1階物販店舗や情報コーナー及び移住・しごと相談コーナーと連携を図りながら運営を行うこと。また、両県の魅力が感じられる雰囲気づくりのため、2階スペースの装飾等に配慮するとともに、両県の取組に協力すること。

4 委託条件

(1) 費用負担

- ① 委託店舗の設置運営に係る費用のうち、次に掲げるものは、両県が負担する。
 - ア 委託店舗の設置場所の敷金及び賃料
 - イ 委託店舗の内装の改修、設備の設置（基本的・標準的に必要なものと両県が認めるものに限る。）及び別添記載の備品・什器類なお、当該内装や設備の所有権は両県に帰属するが、受託者は委託業務を遂行するため、こ

れを無償で使用することができる。

ウ 委託店舗の内装又は設備の維持修繕（日常的なもの、軽易なもの及び受託者の不適切な使用や管理により必要となったものを除く。）に要する経費

エ その他3（2）①の協議において両県が特別に負担することを認めた経費

② 委託店舗の設置運営に係る費用のうち、上記①に掲げるもの以外の経費は、以下のとおり、全て受託者が負担する。

ア 委託店舗の内装の改修及び設備の設置（基本的・標準的に必要なものと両県が認めるものを除く。）に要する経費

イ 委託店舗の内装又は設備（上記①イにより両県が改修又は設置に要する経費を負担したものを含む。）の維持修繕（日常的なもの、軽易なもの及び受託者の不適切な使用や管理により必要となったものに限る。）及び点検管理に要する経費

ウ POSレジ・免税レジ等の設置及び運営経費。また、両県が必要とするデータをPOSレジシステムから抽出するためにカスタマイズする経費

エ 委託業務に必要な物品備付け、要員配置、商品仕入れ、売上・在庫管理及び安全・衛生管理に要する経費（光熱水費等を含む。）。なお、委託業務等に伴う収入は、全て受託者に帰属するものとする。

オ 調理器具（鍋、包丁等）、食器類、ナプキン、テーブルクロスなど、運営に必要な消耗品に係る経費

（2）委託料の取り扱い

受託者が委託業務を実施するにあたり、両県から受託者に対し、委託料は支払わないものとする。なお、委託業務による利益は受託者に帰属するものとする。

（3）売上高

売上高は、委託業務における売上の合計額とする。なお、売上高は、現金販売、商品券による販売、クレジット販売、電子マネー（ICカード等）による販売、掛売、ローン販売、店舗外販売、社内売上販売、その形態のいかんに関わらず、売上の全てを含むものとする。

ただし、店舗外販売や送料に係る部分については、納付金算定の対象外とする。

（4）納付金

受託者は、毎月、前月の委託店舗の商品売上高（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の5パーセント以上の額を、両県に折半して納付するものとする。（ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。）

（5）両県との調整

運営業務を円滑に図るため、両県と受託者は、情報共有を行うための定例会議、及び運営に関する協議を行う運営会議を定期的に開催する。

（6）両県への報告

① 日報

飲食店舗の売上額、レジ通過人数及び属性について、翌日までに報告するものとする。

② 月報

飲食店舗の売上額、県別・分野別・商品別売上高、廃棄データ（加工品）、外販明細、委託商品明細、納付金明細根拠、クレームその他の対応状況等について、収集したデータの分析結果等も含めた分かりやすい形式で翌月10日までに報告するものとする。

③ 収支状況

飲食店舗の収支状況について、報告形式を両県と協議した上で、定期的に両県へ報告を行うものとする。

(7) 委託期間

- ① 令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- ② 委託期間中は、天災その他の契約に定める事由(両県又は受託者(以下「当事者」という。)のいずれの責任にも属さないものに限る。)による場合を除き、契約を解除しないものとする。ただし、当事者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 契約の規定に違反したこと、その他の契約に定める事由に該当したことにより、両県から契約を解除せざるを得ないと判断された場合
 - イ 契約を解除する日の1年以上前にその旨を申し出、両県から同意を得た場合
- ③ 委託期間中に契約を解除する場合における当事者間の損害賠償については、契約で定めるところによるが、上記②イの場合においても、契約の解除を申し出た当事者は、他の当事者が解除後の委託期間に得べかりし利益その他の損害を賠償する責任を免れない。

(8) 運営に係る留意事項

① 飲食提供

- ア 誘客・販売促進のために必要なパブリシティ活動や顧客管理に努め、新規顧客の獲得、及びリピーター確保のための取組を実施すること。
- イ クレジットカード、及び電子マネー(スマートフォン決済)での決済に必要な機器を導入すること。また、ふるさと納税や電子地域通貨等への対応について両県からの要請があった時は、協議の上、適切に対応すること。
- ウ 外国人観光客の利便性向上のための環境(店内案内板、接客、スマートフォン決済などの決済端末等)を整備するとともに、誘客のためのメニュー作成やフェア実施等工夫をすること。
- エ B級グルメやコース料理など、郷土色豊かなメニューの充実等を行うほか、旬の食材の活用や調理法、盛り付けの工夫などによりリピーターや新規顧客の確保につなげること。
- オ 以下の取組などにより、誘客効果のある情報発信、PRを行うこと。
 - (ア) 生産者(食材供給者)を店舗に招聘してのイベント、両県産品を扱ったフェアなど、飲食店舗でのPRを毎月実施
 - (イ) 関連のある他の飲食店と連携し、メディアが注目する話題性のあるイベントを実施
 - (ウ) テレビ、新聞、ラジオ等の各種メディアからの取材に対する積極的な対応を実施
- カ 飲食店舗での両県に關係する同窓会、県人会などのネットワークの拡大に関し、積極的にアプローチすること。

② 運営体制

- ア 2階にある催事スペースへ出入りする者が、委託店舗内を通行することを妨げることなく、円滑に移動できるよう配慮、及び協力すること。
- イ テーブルレイアウト等、どのような人数でも柔軟に対応できるような運営を行うとともに、荷物置き・お子様チェア・貸出用充電器を充実させるなど、利便性の高い店舗づくりを行うこと。また、清潔感のある店舗づくりに配慮すること
- ウ 店舗における事故、委託業務等に伴う苦情その他のトラブルが発生したときは、自らの責任において迅速・適切に対処するとともに、遅滞なく両県に報告すること。
- エ 催事スペースと飲食店舗を一体として貸切使用するための要望があった場合には、両県と協議の上、適切に応じること。
- オ 店舗の売上等はPOS又はそれと同等以上の能力を有するシステムにより管理し、来店者数、レジ通過者数、県別・商品別の売上高、及びその他両県が指定する事項を両県に報告すること。
- カ 委託店舗は、委託業務等を円滑・適正に推進するために次に掲げる者を適切に配置し、労働関連法規に従って業務に従事させること。また、従業員について、繁忙期やイベント実施時等

状況に応じて柔軟で最適な配置を行うこと。

(ア) 総括責任者(委託業務等の統括管理及び両県との調整を行う常勤の者とする。)及び副総括責任者(統括責任者を補佐する常勤の者とする。)

(イ) 両県及び両県産品に関し十分な知識を有し、来店者への効果的な説明など、適切な接客が行える常勤の者

(ウ) 委託業務等の遂行を指導・管理する者(食品衛生責任者、酒類販売責任者、防火管理者など)として必要な資格を有する常勤の者

キ 委託業務等を開始するまでに、それを行うのに必要な主務官庁の許認可を受けるなど、必要な行政手続を完了しておくこと。

ク 不測の災害事故等に備え、自己の負担で必要な火災保険及び各種損害保険契約を締結し、委託期間中これを継続すること。また、不測の災害事故等が発生した場合は、人命の安全確保を最優先とし、万全を期すこと。

ケ 個人情報保護法及び両県の個人情報保護条例を遵守するなど、個人情報の管理を徹底すること。

③ 従業員教育

委託業務等に従事する者に両県、及び両県産品に関する知識を修得させるため、研修・教育を計画的に行うこと。

④ その他

ア 販路開拓に関わる業務等については、両県が個別に業務を委託することがある。その場合、当該県と協議の上、業務の受託に努めること。

イ 両県が当該アンテナショップの運営について、外部の意見を聞くために設置する組織からの求めに応じ、報告、資料提出、意見陳述などを行うこと。

ウ 両県が指定する日に、委託店舗の運営を開始すること。また、滞りなく運営が開始できるよう両県の事業者、現運営事業者等との十分な調整を図ること。